

学校法人久留米信愛学院 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人久留米信愛学院と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を福岡県久留米市御井町二二七八番地の一に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、誠実敬虔にして社会の福祉に貢献する有能な人物を養成するために、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- 一 久留米信愛短期大学
幼児教育学科、フードデザイン学科
 - 二 久留米信愛高等学校 全日制課程
 - 三 久留米信愛中学校
 - 四 久留米信愛幼稚園
- 2 第 1 項各号に規定する学校の長は、理事会において理事の三分の二以上の同意をもって任免する。

第 3 章 役員および理事会

(役 員)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理 事 五人以上七人以内
 - 二 監 事 二人
- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く）のうち一名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 幼きイエズス修道会管区長の職にある者、又は幼きイエズス修道会員の中から管区長によって推薦された者一人
 - 二 この法人の設置する学校の長一人
 - 三 評議員のうちから評議員会において選任した者一人
 - 四 前第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する理事の過半数をもって学識経験者の中から選任された者二人以上四人以内
- 2 前項第 1 号、第 2 号および第 3 号に規定する理事は、管区長、学校の長、又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 7 条 監事は、理事およびこの法人の職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他職員を含む）又は評議員以外の者であつて、カトリック信者であり学識経験のある者又は学識経験者で本学の教育方針に理解のある者で、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第 9 条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けた時は一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に重大な違反があったとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第 11 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、随時、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 5 理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から七日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 次に掲げる事項については、理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。
 - 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）基本財産の処分、運用財産中の不動産および積立金不動産の買受に関する事項
 - 二 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項

三 残余財産の処分に関する事項

- 8 理事会の議事は、法令に特別な規定がある場合およびこの寄附行為に規定する場合を除く外、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 9 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることはできない。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事長及び常務理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事はすべて、この法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した理事又は他の理事が第6条第1項の順に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所および日時並びに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が記名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会および評議員

(評議員会)

第 17 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、十五人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 議長は、評議員会の開催の場所および日時並びに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから互選された評議員二人が記名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第 19 条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）および重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる事由による解散
- 六 寄附金品の募集に関する事項
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員の選任)

第 20 条 評議員は、次に掲げる者とする。

- 一 理事のうちから理事の互選によって定められた者四人
 - 二 この法人の教職員のうちから選任された者三人
 - 三 この法人の設置する学校を卒業したカトリック信者、又は学校を卒業し、その教育方針に理解のある者で年齢二十五歳以上のうちから選任された者三人
 - 四 この法人に関係のある学識経験者五人
- 2 前項第 2 号、第 3 号および第 4 号に規定する評議員は、理事会において選任する。

- 3 第1項第1号および第2号に規定する評議員は、この法人の理事および教職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第21条** 評議員の任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。
 - 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

- 第22条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任

第5章 資産および会計

(資産)

- 第23条** この法人の資産は、次の通りとする。
- 一 別紙財産目録記載の財産
 - 二 学生生徒納付金収入
 - 三 資産から生ずる果実
 - 四 寄付金品
 - 五 その他の収入

(資産の区分)

- 第24条** この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校の教育・研究に必要な主要な施設および設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校に必要なその他の財産とし、財産目録運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
 - 4 寄附金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

- 第25条** 基本財産中の不動産および重要なものは、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上、やむを得ない事由があるときは、理事の三分の二以上の同意を得て、これを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

- 第26条** 運用財産のうち、現金は確実な方法で、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、学生生徒納付金収入（施設設備資金収入を除く）手数料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

（会 計）

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算及び事業計画）

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の同意を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又権利を放棄しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第32条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2 この法人は、前項書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産の総額の変更登記）

第33条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第6章 解散および合併

（解 散）

第34条 この法人の解散は、評議員会の意見を聞き、理事会において出席した理事全員の同意を得なければならない。
2 解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第35条 この法人が解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産は、理事および評議員の各三分の二以上が適当と認める、幼きイエズス修道会を母体とする他の学校法人に帰属する。

(合 併)

- 第 36 条** 合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 37 条** この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会に於いて出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第 38 条** この法人は、第 32 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
- 一 寄附行為
 - 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - 三 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
 - 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

- 第 39 条** この法人の公告は、久留米信愛学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

- 第 40 条** この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 36 年 2 月 2 日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和 37 年 3 月 31 日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和 43 年 2 月 3 日から施行する。
この寄附行為の改正は、昭和 56 年 1 月 16 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成元年 8 月 30 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成 2 年 3 月 8 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成 2 年 8 月 27 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成 5 年 12 月 21 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成 7 年 12 月 5 日から施行する。
この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成 12 年 3 月 24 日から施行する。
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 13 年 12 月 20 日から施行する。

平成 15 年 2 月 14 日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米信愛女学院短期大学食物栄養学科の存続に関する経過措置)

久留米信愛女学院短期大学の食物栄養学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は、平成15年5月15日から施行する。

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為は平成18年11月13日から施行する。

(久留米信愛女学院短期大学情報社会学科の存続に関する経過措置)

久留米信愛女学院短期大学の情報社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は平成22年9月16日から施行し、改正後の第4条の規定は平成22年4月1日から適用する。

(久留米信愛女学院短期大学情報社会学科の存続に関する経過措置)

久留米信愛女学院短期大学の情報社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成23年10月26日から施行する。

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年9月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	ソール	セン	ポール
理事	平	山	ヒサエ
理事	黒	田	佳子
理事	ソール	マリ	ベルナル
理事	松	永	キク
監事	東	栄	子
監事	木	村	リョウ